

令和2年3月18日

お客さま各位

北星信用金庫

民法改正を踏まえた債券に係る約款・規定の改定について

当金庫は、令和2年4月1日に施行される民法改正を踏まえ、債券に係る約款・規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定等は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定日

令和2年4月1日

2. 改定する約款・規定

振替決済口座管理規定
特定口座約款

3. 主な改定内容

振替決済口座管理規定<下線部が変更箇所>

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 【この規定の変更】 第18条 この規定は、 <u>法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。</u> 変更するときは、 <u>変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</u> なお、 <u>変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。</u> | 【規定の変更】 第18条 この規定は、 <u>法令の変更</u> その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、 <u>その変更事項をご通知します。</u> この場合、 <u>所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u> |

特定口座約款<下線部が変更箇所>

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (約款の変更) 第21条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときは、 <u>民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。</u> 変更するときは、 <u>変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</u> なお、 <u>変更の内容が、申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。</u> | (約款の変更) 第21条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、 <u>変更の内容が申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。</u> この場合、 <u>所定の期日までに異議の申立てがないときは、申込者が約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u> |

以上

振替決済口座管理規定

毎度お引き立ていただきありがとうございます。
振替国債につきましては、本規定によりお取扱いさせていただきますので、
ご一読のうえご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

北星信用金庫

(令和2年4月1日制定)

振替決済口座管理規定

【 この規定の趣旨 】

第1条 この規定は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振決済国債」といいます。）に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものとします。

【 振替決済口座 】

第2条 振決済国債に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として、当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。

2. 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決済国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振決済国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

3. 当金庫は、お客様が振決済国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

【 振替決済口座の開設 】

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の「債券取引口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2. 当金庫は、お客様から「債券取引口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3. 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

【 共通番号の届出 】

第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

【 当金庫への届出事項 】

第3条の3 「債券取引口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

【 契約期間等 】

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2. この契約は、お客様又は当金庫からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

【 手数料 】

第5条 この規定に基づく口座の設定に伴う手数料（以下「手数料」といいます。）は、当金庫所定の料率と計算方法により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、お客様が指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。

2. 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

3. 契約期間中に口座の解約があった場合又は償還や振替により振決済国債の残高がなくなった場合は、

解約日又は残高がなくなった日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

4. 当金庫は、指定口座に手数料に相当する金額がない場合は、第10条により当金庫が受け取る振込国債の償還金、利子又は買取り代金等（以下「償還金等」といいます。）から手数料に充当することができるものとします。

【 振替の申請 】

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。

（1）差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

（2）法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの

2. 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。

（1）当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき振込国債の銘柄及び金額

（2）お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

（3）振替先口座

（4）振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

3. 前項第1号の金額は、その振込国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5. 振込国債の全部又は一部を振替えるときは、その7営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。

6. 当金庫に振込国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振込国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

【 他の口座管理機関への振替 】

第7条 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。また、当金庫で振込国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有欄か質権欄の別、加入者口座番号等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなことがあります。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

【 担保の設定 】

第8条 お客様の振込国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

【 みなし抹消申請 】

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債が償還（分離利息振込国債にあつては、利子の支払い）された場合には、お客様から当金庫に対し、当該振込国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当金庫がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

【 元利金の代理受領等 】

第10条 振替決済口座に記載又は記録されている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、信金中央金庫が当金庫に代わってこれを受取り、当金庫が信金中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

2. 当金庫は、前項の規定にかかわらず、当金庫所定の様式により、お客様からのお申し込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振込国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の利子の全部又は一部を、お客様があら

かじめ指定された、当金庫に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

【 お客様への連絡事項 】

- 第 11 条 当金庫は、振込国債について、残高照合のための報告をご通知します。なお、「債券お取引通帳」（以下「通帳」といいます。）の場合は、振込国債の銘柄、受渡日及び預り残高等の法令で定める事項を、残高証明のための報告内容を含めて記帳します。
2. 前項の残高照合のための報告は、振込国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年 1 回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫経理証券部に直接ご連絡ください。
 3. 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
 4. 当金庫は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第 2 項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

【 届出事項の変更手続き 】

- 第 12 条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。
2. 前項によりお届けがあった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ振込国債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
 3. 第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

【 当金庫の連帯保証義務 】

第 13 条 日本銀行又は信金中央金庫が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- (1) 振込国債（分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行又は信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務
- (2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債又は分離利息振込国債の振替手続きを行った際、日本銀行又は信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振込国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- (3) その他、日本銀行又は信金中央金庫において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

【 反社会的勢力との取引拒絶 】

第14条 振替決済口座は、お客様が第15条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第15条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

【 解約等 】

第15条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その7営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2. 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- (1) お客様が手数料を支払わないとき
- (2) お客様について相続の開始があったとき
- (3) お客様等がこの規定に違反したとき
- (4) 第5条による手数料の計算期間が満了したときに口座残高がないとき
- (5) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振込国債を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、振込国債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直ちにお支払ください。

(1) お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合

- イ 暴力団
- ロ 暴力団員
- ハ 暴力団準構成員
- ニ 暴力団関係企業
- ホ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- ヘ その他イからホに準ずるもの

(2) お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当金庫の信用を毀損し、又は当金庫の業務を妨害する行為
- ホ その他イからニに準ずる行為

4. 前2項による振込国債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として解約日又は契約期間の満了日の属する月の翌月から引取りの日の属する月までの手数料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第5条第3項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

5. 当金庫は、前項の不足額を引取りの日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第5条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

6. 第2項又は第3項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を

行ったうえ、金銭により返還を行います。

【 緊急措置 】

第 16 条 法令の定めるところにより振込国債の引渡しを求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

【 免責事項 】

第 17 条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害
- (2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影をお届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- (3) 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、振込国債の振替又は抹消をしなかった場合に生じた損害
- (4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振込国債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- (5) 前号の事由により、振込国債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- (6) 第 16 条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

【 この規定の変更 】

第 18 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

以 上

特定口座約款

北星信用金庫

(令和2年4月1日制定)

特定口座約款

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が北星信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において設定する特定口座（租税特別措置法で規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。
- 2 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、他の取引規定・約款等の定めるところによるものとします。

(特定口座開設届出書等の提出)

- 第2条 申込者が特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当金庫に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき、申込者の氏名、住所、生年月日および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第25条の10の3第5項の規定に該当する場合には、氏名、住所および生年月日）等の確認を行います。
- 2 申込者は特定口座を当金庫に複数開設することはできません。
- 3 申込者が特定口座内の上場株式等（租税特別措置法で規定する「特定口座内保管上場株式等」のうち当金庫が取り扱う特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡による所得について源泉徴収を選択する場合には、あらかじめ、当金庫に対し特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書がご提出された年の翌年以後の特定口座内の上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨のお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書のご提出があったものとみなします。年の最初に上場株式等の譲渡をした後は、当該年内は特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- 4 申込者が当金庫に対して租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出されており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等（当金庫が取り扱う特定公社債の利子に限ります。）を特定上場株式配当等勘定において受領することとされている場合には、年の最初に上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後は、当該年内は特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

(特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録)

- 第3条 上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定（特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

(所得金額の計算)

- 第4条 当金庫は、特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算については、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づいて行います。

(特定口座に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当金庫は申込者の特定保管勘定において原則として次の上場株式等のみを受け入れます。

- ① 特定口座開設届出書のご提出後に、申込者が当金庫で募集の取扱いにより取得した特定公社債で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② 当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受け入れられている特定公社債の全部または一部を所定の方法により当金庫の当該申込者の特定口座に移管することにより受け入れるもの（当金庫が取り扱う特定公社債に限ります。）。
- ③ 申込者が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。また、特定遺贈については受遺者が相続人の場合に限り、以下同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る遺贈者が当金庫または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座または特定口座以外の口座に引き続き記載または記録がされている特定公社債で、所定の方法により当金庫の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（当金庫が取り扱う特定公社債に限ります。）。
- ④ 前三号のほか、租税特別措置法その他関係法令の規定で特定口座への受入れが可能とされている特定公社債のうち、当金庫が取り扱う特定公社債について、法令の定めにより受け入れるもの。

(特定口座を通じた取引)

第6条 申込者が当金庫との間で行う、前条の規定により特定口座に受け入れる範囲の上場株式等に関する取引に関しては、特にお申出のない限り、特定口座を通じて行います。

(譲渡の方法)

第7条 特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡の方法は、当金庫に対する譲渡または租税特別措置法その他関係法令の規定により譲渡とみなされる方法によるものとします。

(源泉徴収等)

第8条 当金庫は、申込者より特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法その他関係法令の規定に基づき源泉徴収・特別徴収または還付を行います。

2 前項の源泉徴収・特別徴収または還付については、当金庫所定の方法で行います。

(特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知)

第9条 申込者が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当金庫は、申込者に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

(上場株式等の移管)

第10条 当金庫は、申込者が当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されている特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等を当金庫に開設されている特定口座に第5条第2号の規定により移管をされる場合には、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

(贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)

第 11 条 当金庫は、第 5 条第 3 号の規定により上場株式等の移管をされる場合には、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

(年間取引報告書の送付)

第 12 条 当金庫は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより特定口座年間取引報告書を 2 通作成し、翌年 1 月 31 日までに 1 通を申込者に交付し、1 通を税務署に提出します。

2 前項にかかわらず、第 18 条の規定により本契約が終了した場合には、当金庫は、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者および税務署に交付します。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第 13 条 当金庫は、申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定には、特定公社債の利子(特定保管勘定で管理されている特定公社債に係る利子に限ります。)で、支払時に当金庫により所得税が徴収されるべきもののみを受け入れます。

2 当金庫が支払いの取扱いをする前項の特定公社債の利子のうち、当金庫が特定公社債の利子を支払いをする者から受け取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第 14 条 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して第 2 条第 3 号の特定口座源泉徴収選択届出書および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をご提出いただくものとします。

2 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書をご提出いただくものとします。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第 15 条 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において処理します。

(所得金額等の計算)

第 16 条 当金庫は、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算については、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づいて行います。

(届出事項の変更)

第 17 条 特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項、または特定口座を開設する当金庫の営業所に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞

なく特定口座異動届出書を当金庫にご提出いただくものとします。

(契約の終了)

第 18 条 次のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。

- ① 申込者が当金庫に対して特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② 申込者が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき
- ④ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

(免責事項)

第 19 条 申込者が第 17 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱等に関し申込者に生じた不利益および損害について、当金庫はその責を負いません。

(合意管轄)

第 20 条 本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第 21 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、申込者の従来の特権を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

以 上